令和4年5月14日

就任登記における「就任承諾書」「本人確認証明書」について

　　役員変更登記手続きに際し、新たに就任する理事・評議員・監事につきましては、「就任承諾書」ならびに「本人確認証明書」の提出が必要となります。お手数ですが、返信用封筒にて原本を提出願います。（日付は未記入でお願いします。）

　また、「本人確認証明書」にかかった費用は体協事務局で負担いたしますので、領収証（またはレシート）を体協事務局までご持参ください。その場で確認しお支払いいたします。（領収証の郵送は不可）

＜本人確認証明書について＞

　・住民票記載事項証明書（住民票の写し）

　・戸籍の附票

　・個人番号カードのコピー※1

　　　※1）表面のみコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載し、記名してください。

　・運転免許証のコピー※2

　　※2）表面と裏面をコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載し、記名してください。

表面と裏面のコピー2枚で提出する場合は、それぞれに、上記の記載、記名が必要

ですのでご注意ください。

提出期限　：　6月3日（金）

**注意！**

「就任承諾書」と「本人確認証明書」に記載されている氏名及び住所は、必ず同一のもの、

印鑑はシャチハタ不可です。また、記載されている氏名と印鑑の氏名も統一してください。

例えば・・・

記載は「高木」だが、印鑑は「髙木」　→　再作成していただきます。

 　　　 (一財) 稲城市体育協会　事務局　五十嵐・秋山

 　　　　〒206-0821

 　　　　東京都稲城市長峰1-1稲城市総合体育館内

 　　　　TEL／042（350）3960　　FAX／042（350）3961

**<本人確認証明書の見本（運転免許証の場合）>**

　運転免許証

　　稲城太郎

運転免許証のおもて面

運転免許証のうら面

印鑑は認印でも差支えありません。(シャチハタは不可)

印鑑は認印でも差支えありません。(シャチハタは不可)

**本人が署名すること！**

原本と相違ありません。

印鑑は認印でも差支えありません。(シャチハタは不可)

印鑑は認印でも差支えありません。(シャチハタは不可)

氏名：稲城　太郎